

## 第2期計画の策定に向けた論点の整理（案）

### 第1 我が国の文化芸術を取り巻く状況

1. 第1期計画期間中における文化芸術を巡る動向
2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響
3. 様々な社会状況の変化

### 第2 第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価

1. 第1期計画の各戦略の中間評価
2. 第1期計画の評価を踏まえた課題

### 第3 文化芸術政策の中長期的な目標と、第2期計画における方向性

#### 1. 中長期目標について

第1期計画においては、文化芸術の「多様な価値（「本質的な価値」と「社会的・経済的価値」）」に関する基本的な考え方を示し、中長期的な視点から、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めている。

第1期計画の実施状況等を踏まえ、第2期計画においてどのように示すか。

<第1期計画の目標>

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

## 2. 第2期計画における方向性

第1期計画では、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」として6つの戦略を定めているが、第2期計画において今後5年間の方向性をどのように示すか。

- (1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策
- (2) 文化と経済の好循環を創造するための方策
- (3) 文化芸術行政の効果的な推進の在り方

<第1期計画の「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」> = 「戦略」

- 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実  
文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。
- 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現  
文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。
- 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献  
2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。
- 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成  
文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。
- 5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成  
年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。
- 6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成  
全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

## 第4 今後5年間に実施すべき施策群・具体的施策

第1期計画では、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策（170項目）」を示している。第2期計画においては、これらの具体的施策をどのように示すか。

## 第5 第2期計画の推進に必要となる事項

- (1) 評価・検証サイクルの確認（例：EBPM、ロジックモデルの導入等）
- (2) 第2期計画の広報・普及活動の展開
- (3) 地方自治体への計画策定の働きかけ